

1 要件確認の実施方法

○病院：医療法第25条に基づく【定例立入検査】の際に実施
 診療所：医療法第25条に基づく【立入検査】として実施（保健所による定例立入検査とは別に実施）
 ※法令違反や要件未充足などが疑われる場合及び新規登録の医療機関については、
 医療法第25条に基づく【臨時立入検査】として実施

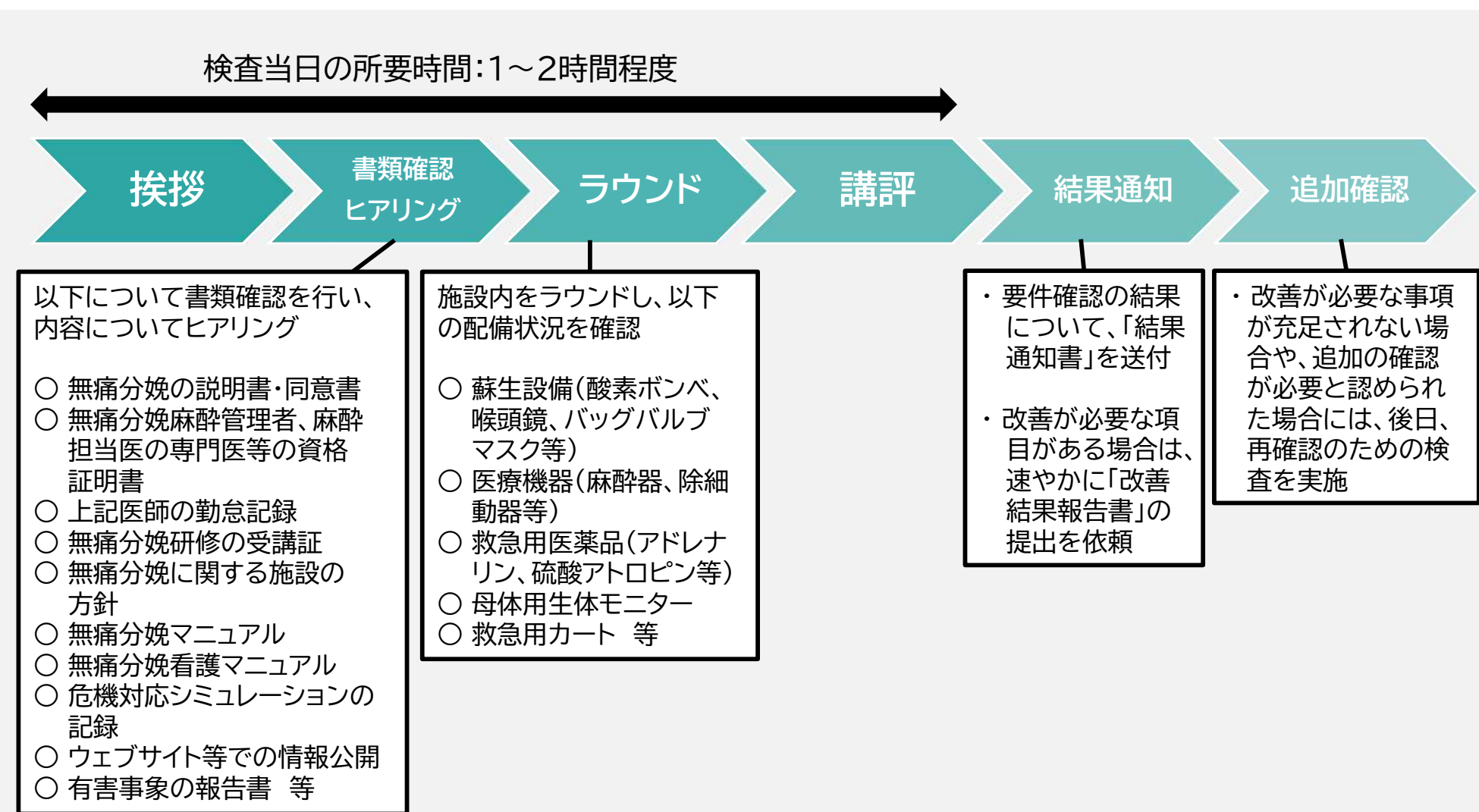
○検査体制：医療監視員として、都職員、産婦人科医、麻酔科医、保健所職員が実施

○確認内容：「無痛分娩取扱施設のための、『無痛分娩の安全な提供体制の構築に関する提言』に基づく自主点検表」の充足状況

★：要件確認のタイミング			令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度
病 院	特定機能病院		★定例立入検査	★定例立入検査	★定例立入検査
	特定機能病 院以外	R5年度 定例立入検査実施	★定例立入検査		
		R6年度 定例立入検査実施		★定例立入検査	
		R7年度 定例立入検査実施			★定例立入検査
診 療 所	令和 7 年度 上半期 立入検査の 実施結果	改善指導あり（15施設）	★立入検査		
		助言あり（25施設）		★立入検査	
		助言なし（8施設）		★立入検査	
臨時立入検査			★ 必要に応じて随時実施		

※令和8年度以降は自主点検表の改訂が予定されており、改訂内容に応じて実施時期・方法を検討

2 要件確認の流れ(主な確認項目)



※この他、自主点検表対象外である「診療録」「麻酔記録」「インシデント・アクシデントレポート(無痛分娩以外を含む)」についても確認し、必要に応じて助言